



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*35	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	5
*36	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	5
*37	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	23
*38	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	28
*39	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	30
*40	和歌山県税条例の一部を改正する条例	(税務課).....	33
*41	附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企画総務課).....	37
*42	和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	(情報政策課).....	38
*43	和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(環境管理課).....	38
*44	和歌山県卸売市場条例を廃止する条例	(食品流通課).....	40
*45	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	40
*46	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	49
*47	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	60
*48	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	65
*49	和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(税務課).....	66
*50	和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(情報政策課).....	67
*51	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(財政課).....	68

公布された条例のあらまし

◇	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例
1	条例概要
	知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)
2	施行期日
	公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定は、令和元年12月1日から適用します。
◇	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
1	条例概要
	和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定するとともに、規定の整備を行いました。
	(1) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第24条関係)
	(2) 給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第1～別表第3関係)
2	施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、1の(2)の改正に係る規定は平成31年4月1日から、1の(1)の改正に係る規定は令和元年12月1日から適用します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第1～別表第6関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(第5条関係)

(2) 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、1の(1)の改正に係る規定は平成31年4月1日から、1の(2)の改正に係る規定は令和元年12月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 特定任期付職員の給料表の給料月額及び特定業務等従事任期付職員の給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(第7条及び別表第1～別表第3関係)

(2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、1の(1)の改正に係る規定は平成31年4月1日から、1の(2)の改正に係る規定は令和元年12月1日から適用します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び道路運送車両法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第68条、第73条の8の2並びに附則第15項の10から第15項の13まで及び第16項の2関係)

2 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行します。ただし、和歌山県税条例附則第15項の10から第15項の13まで及び第16項の2の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)の施行の日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会を設置することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行します。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県公害防止条例等に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするとともに、和歌山県公害防止条例の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県卸売市場条例を廃止する条例

1 条例概要

卸売市場法の一部改正に伴い、和歌山県卸売市場条例を廃止することとしました。

2 施行期日

令和2年6月21日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第20条関係)

(2) 給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第2及び別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は、1の(2)の改正に係る規定は平成31年4月1日から、1の(1)の改正に係る規定は令和元年12月1日から適用します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第 22 条関係）

(2) 給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。（別表第 2 関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、1 の（2）の改正に係る規定は平成 31 年 4 月 1 日から、1 の（1）の改正に係る規定は令和元年 12 月 1 日から適用します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、二級建築士試験又は木造建築士試験の実施等に係る手数料の額及び放置違反金の督促に係る手数料の額を改定するとともに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。（別表第 2 第 4 項及び第 2 4 項並びに別表第 3 第 1 3 項及び第 1 5 項関係）

2 施行期日

令和 2 年 3 月 1 日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 別表第 3 第 1 5 項の改正規定 公布の日

(2) 別表第 2 第 4 項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行の日

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の制定に伴い、規定の整備を行いました。（附則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の制定に伴い、規定の整備を行いました。（附則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の制定に伴い、規定の整備を行いました。(附則第1項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第35号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例(昭和22年和歌山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の172.5</u>とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の167.5</u>とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第36号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前(一部未施行)
<p>(勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の117.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略</p>
<p>備考 改正前欄中の第24条第2項第1号の規定は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年和歌山県条例第18号)による改正後の規定である。</p>	

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200

	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
再	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
任	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
用	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
職	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		

員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
以	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
外	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
の	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
職	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200				
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500				
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800				
員	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000				
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300				
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600				
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800				
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000				
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900						
96		295,600	343,500	382,300						
97		295,800	343,700	382,600						
98		296,100	344,100	383,100						
99		296,500	344,500	383,500						
100		296,900	344,800	383,900						
101		297,100	345,100	384,200						
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							

	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

別表第2 (第8条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200

	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
再	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
任	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200

用	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
職	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
員	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
以	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
外	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
の	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
職	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600		
	75	264,700	319,700	389,200		
	76	265,700	320,800	389,900		
員	77	266,800	321,900	390,600		
	78	267,900	322,900	391,200		
	79	269,100	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			

93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第8条関係)

ア 医療職給料表 (1)

職員の職務の	医療職給料表 (1)			
	1 級	2 級	3 級	4 級

区分	\級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
再	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
任	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
用	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700

職	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
員	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
以	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
外	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
の	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
職	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
員	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	

	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400

	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
再	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
任	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
用	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
職	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
員	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	

以	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
外	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
の	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
職	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
員	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
	86		289,500	325,400	346,300		
	87		289,700	325,600	346,600		
	88		289,900	326,000	346,900		
	89		290,300	326,400	347,300		
	90		290,500	326,800	347,600		
	91		290,700	327,200	348,000		
	92		290,900	327,600	348,300		
	93		291,300	327,900	348,700		
	94		291,500	328,100	349,000		
	95		291,700	328,500	349,300		
	96		292,000	328,800	349,600		
	97		292,400	329,000	349,900		
	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		

	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200

16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700

	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
再	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
任	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
用	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
職	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
員	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
以	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
外	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800		
の	96	283,800	316,300	349,700	367,100		
	97	284,400	317,000	350,100	367,700		
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
職	100	286,700	318,600	351,400	369,200		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800		

員	102	288,300	319,600	352,300	370,300
	103	289,100	320,200	352,800	370,800
	104	289,900	320,800	353,200	371,200
	105	290,600	321,200	353,500	371,800
	106	291,100	321,700	354,000	372,300
	107	291,600	322,200	354,400	372,800
	108	292,100	322,700	354,700	373,300
	109	292,300	323,100	355,200	373,900
	110	292,600	323,500	355,700	374,300
	111	292,800	323,800	356,200	374,800
	112	293,200	324,100	356,700	375,300
	113	293,500	324,500	357,200	375,900
	114	293,700	324,900	357,700	376,300
	115	294,100	325,300	358,200	376,800
	116	294,400	325,600	358,600	377,300
	117	294,700	325,800	359,000	377,900
	118	295,000	326,100	359,400	378,300
	119	295,300	326,500	359,900	378,800
	120	295,700	326,700	360,400	379,300
	121	296,000	326,900	360,800	379,900
	122	296,400	327,200	361,300	
	123	296,700	327,500	361,800	
	124	297,100	327,800	362,300	
	125	297,300	328,000	362,600	
	126	297,500	328,300		
	127	297,800	328,700		
	128	298,200	328,900		
	129	298,400	329,100		
	130	298,700	329,300		
	131	299,100	329,700		
	132	299,500	329,900		
	133	299,700	330,200		
	134	300,000	330,600		
	135	300,400	331,000		
	136	300,700	331,400		
	137	300,900	331,700		
	138	301,200	332,100		
	139	301,600	332,500		
	140	301,900	332,900		
	141	302,100	333,200		
	142	302,500	333,600		
	143	302,900	333,900		
	144	303,200	334,300		

145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定（第24条第2項第1号の規定を除く。）は平成31年4月1日から、同号の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略 (令和3年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第2条改正後条例第14条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。</p> <p>6 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、第2条改正後条例第14条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「8級」とあるのは「8级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。</p> <p>7 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略 (平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後条例第14条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。</p> <p>6 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条改正後条例第14条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「8級」とあるのは「8级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。</p> <p>7 略</p>

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第37号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1(第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級

給料 月額	円 154,900	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000
----------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、168,900円又は188,700円とする。

別表第2 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料 月額	円 155,700	円 205,500	円 283,500	円 325,900	円 384,400

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、173,900円とする。

別表第3 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 259,500	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料 月額	円 184,700	円 194,700	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,500円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、173,600円とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料 月額	円 171,000	円 209,800	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、218,100円とする。

別表第4(第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料	円	円	円	円

月額	166,100	210,800	331,100	415,200
----	---------	---------	---------	---------

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、185,700円又は206,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 166,100	円 188,600	円 324,400	円 405,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第3号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、185,700円又は206,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、210,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第5 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料	円	円	円	円	円	円	円	円	円

月額	176,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、208,600円とする。

別表第6 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員市町村立学校職員給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 166,100	円 188,600	円 324,400	円 405,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、185,700円又は206,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、210,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 166,100	円 210,800	円 331,100	円 415,200

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第2号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、185,700円又は206,800円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料 月額	円 173,600	円 194,700	円 243,500	円 256,900	円 282,100

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第38号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">円 397,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">円 331,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の110を乗じて得た額」とあるのは「100分の172.5を乗じて得た額」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 397,000	略	略	号給	給料月額	1	円 331,000	2	367,000	略	略	<p>(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">円 396,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">円 330,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">366,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の110を乗じて得た額」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 396,000	略	略	号給	給料月額	1	円 330,000	2	366,000	略	略
号給	給料月額																												
1	円 397,000																												
略	略																												
号給	給料月額																												
1	円 331,000																												
2	367,000																												
略	略																												
号給	給料月額																												
1	円 396,000																												
略	略																												
号給	給料月額																												
1	円 330,000																												
2	366,000																												
略	略																												

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項及び第2項の規定は平成31年4月1日から、改正後の第6条第3項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第39号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">円 375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の110を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項</p>	号給	給料月額	1	円 375,000	略	略	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">円 374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の130を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の110を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項</p>	号給	給料月額	1	円 374,000	略	略
号給	給料月額												
1	円 375,000												
略	略												
号給	給料月額												
1	円 374,000												
略	略												

の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官（）」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の130を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。））にあつては、100分の110を乗じて得た額」とあるのは「100分の172.5を乗じて得た額」とする。

5 略

の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官（）」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。）」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の130を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項において「特定幹部警察官」という。））にあつては、100分の110を乗じて得た額」とあるのは「100分の167.5を乗じて得た額」とする。

5 略

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料 月額	円 154,900	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、168,900円又は188,700円とする。

別表第2（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料 月額	円 155,700	円 205,500	円 283,500	円 325,900	円 384,400

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務

に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、173,900円とする。

別表第3 (第8条関係)

ア 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 259,500	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料 月額	円 184,700	円 194,700	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

備考

- 1 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,500円とする。
- 3 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、173,600円とする。

ウ 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級

給料	円	円	円	円	円	円
月額	171,000	209,800	262,600	272,800	289,100	326,200

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、218,100円とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定(第10条の規定を除く。)は平成31年4月1日から、同条の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第40号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第68条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 環境性能割の納税義務者は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請その他規則で定めるものを行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項の規定による申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付するときは、前2項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。</u></p> <p>5 略</p>	<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第68条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 環境性能割の納税義務者は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請その他規則で定めるものを行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項の規定による申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付するときは、前2項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない</u>。</p> <p>5 略</p>

(種別割の徴収の方法の特例)
第73条の8の2 納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第9条の16で定める方法により徴収する。

附 則
(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
15の7 略

15の8・15の9 略

15の10 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第15項の12までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第15項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。))又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項、次項及び附則第15項の13において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。))で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。))から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から附則第15項の13までにおいて同じ。))が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。))又はバス(施行規則で定めるものに限る。)) (以下この項から附則第15項の13までにおいて「バス等」という。))であって、同法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第15項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。))及び同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項、次項及び附則第15項の13において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第15項の12までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。))、同条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定め

(種別割の徴収の方法の特例)
第73条の8の2 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第3項から第5項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第9条の16で定める方法により徴収する。

附 則
(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
15の7 略

15の8・15の9 略

15の10 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第15項の12までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第15項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。))又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項、次項及び附則第15項の13において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか2以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。))で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。))から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から附則第15項の13までにおいて同じ。))が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。))又はバス(施行規則で定めるものに限る。)) (以下この項から附則第15項の13までにおいて「バス等」という。))であって、同法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第15項の12までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。))及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項、次項及び附則第15項の13において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第15項の12までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。))、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸

られた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から附則第15項の13までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

15の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から附則第15項の13までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

15の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- 15の12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額とする。
- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 - (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- 15の13 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 略

- 16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) 略
 - (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以

- 15の12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額とする。
- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
 - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
 - (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- 15の13 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 略

- 16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第73条の5の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) 略
 - (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適

降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3)～(6) 略

略

用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3)～(6) 略

略

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。ただし、和歌山県税条例附則第15項の10から第15項の13まで及び第16項の2の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日から施行する。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第41号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		(附属機関の設置) 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県データを活用した公募型研究事業者選定委員会	略	和歌山県データを活用した公募型研究事業者選定委員会	略
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	特定複合観光施設設置区域整備法（平成30年法律第80号）第8条第1項に規定する民間事業者の選定についての審査に関する事務		
略		略	
2 略		2 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、特定複合観光施設区域整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会の設置に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第42号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等を行わなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 ア・イ 略 ウ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第2号ニからチまでに掲げるもの</u> (2)～(10) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等を行わなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 ア・イ 略 ウ <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第2号ニからチまでに掲げるもの</u> (2)～(10) 略</p>

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第43号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>		<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
<p>9 和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（次項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（大気汚染、水質汚濁、騒音（風力発電施設に係るものを除く。）及び振動に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 条例第27条第1項、第3項及び第5項、第31条第1項、第2項、第5項及び第8項、第34条、第38条第4項並びに第55条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</p> <p>(8)～(14) 略</p>	略	<p>9 和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（次項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（大気汚染、水質汚濁、騒音（風力発電施設に係るものを除く。）及び振動に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第22条第1項、第23条第1項、第24条、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 条例第27条、第31条第1項及び第2項、第34条、第38条第4項並びに第55条第2項の規定による命令</p> <p>(7)～(13) 略</p>	略
<p>10 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（騒音（風力発電施設に係るものを除く。）及び振動に係るものに限る。）</p> <p>(1) 条例第24条第2項及び第3項、第25条第2項及び第3項、第26条第2項及び第3項、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(2) 条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</p> <p>(3) 条例第27条第3項及び第5項、第31条第5項及び第8項、第34条並びに第38条第4項の規定による命令</p> <p>(4)～(8) 略</p>	各市町村（和歌山市を除く。）	<p>10 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（騒音（風力発電施設に係るものを除く。）及び振動に係るものに限る。）</p> <p>(1) 条例第24条、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(2) 条例第27条、第31条第2項、第34条及び第38条第4項の規定による命令</p> <p>(3) 条例第28条第2項の規定による期間の短縮</p> <p>(4)～(8) 略</p>	海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 有田川町 白浜町
略		略	

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

和歌山県卸売市場条例を廃止する条例

和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第45号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前（一部未施行）
<p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略 3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略 3～5 略</p>
<p>備考 改正前欄中の第20条第2項第1号の規定は、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年和歌山県条例第29号）による改正後の規定である。</p>	

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	397,600	472,700

	37	226,500	281,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	400,300	
	39	230,100	284,900	401,700	
	40	231,900	286,900	403,100	
	41	233,600	288,600	404,800	
	42	235,300	290,900	406,200	
	43	236,900	293,200	407,500	
	44	238,500	295,700	409,000	
	45	239,900	297,700	410,600	
	46	241,200	300,100	411,900	
	47	242,500	302,300	413,400	
	48	243,700	304,900	415,000	
	49	245,100	307,200	416,700	
	50	246,600	309,600	418,100	
	51	247,800	311,900	419,700	
	52	249,300	314,100	421,200	
	53	250,400	316,300	422,900	
	54	251,600	318,300	424,400	
	55	253,000	320,300	426,000	
	56	254,000	322,300	427,600	
再	57	255,300	324,200	429,100	
	58	256,300	326,300	430,600	
	59	257,400	328,400	431,800	
	60	258,600	330,400	433,000	
任	61	259,900	332,500	434,200	
	62	260,900	334,600	435,500	
	63	262,300	336,800	436,800	
	64	263,400	339,000	438,000	
用	65	264,700	340,700	439,200	
	66	266,100	342,900	440,400	
	67	267,500	344,900	441,600	
	68	269,100	347,100	442,800	
職	69	270,500	348,900	444,000	
	70	271,800	350,800	445,200	
	71	273,100	352,800	446,400	
	72	274,400	354,800	447,600	
員	73	275,500	356,400	448,700	
	74	276,700	358,300	449,300	
	75	278,000	360,100	449,800	
	76	279,000	362,000	450,300	
以	77	280,200	363,800	450,800	
	78	281,400	365,500		
	79	282,600	367,200		
	80	283,800	368,800		

外	81	284,900	370,300
	82	286,100	371,800
	83	287,300	373,300
	84	288,500	374,700
の	85	289,500	375,800
	86	290,600	377,200
	87	291,600	378,600
	88	292,800	379,900
職	89	293,900	381,200
	90	295,000	382,500
	91	296,200	383,700
	92	297,400	385,000
員	93	297,900	386,300
	94	298,900	387,400
	95	300,000	388,700
	96	301,200	389,900
	97	302,200	391,300
	98	303,300	392,300
	99	304,300	393,400
	100	305,400	394,400
	101	306,300	395,300
	102	307,400	396,300
	103	308,500	397,400
	104	309,500	398,500
	105	310,100	399,200
106	311,000	400,100	
107	311,800	401,000	
108	312,600	401,900	
109	313,500	402,700	
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	

124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再任用職員	234,000	274,300	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第8条関係)

中学校教育職員給料表

職員	職務	級			
		1	2	3	4

の 区 分	の 級 号給	給料月額			
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	370,000	
	39	229,300	258,700	371,300	
	40	231,000	261,000	372,900	

	41	232,600	263,600	374,000
	42	234,300	266,000	375,400
	43	235,900	268,200	376,800
	44	237,500	270,400	378,300
	45	239,200	272,500	379,700
	46	240,700	274,700	381,300
	47	242,000	276,900	382,900
	48	243,400	278,800	384,400
	49	244,600	281,100	385,800
	50	246,000	283,000	387,300
	51	247,400	284,900	388,800
	52	248,600	286,900	390,200
	53	249,700	288,600	391,400
	54	251,100	290,900	392,700
	55	252,300	293,200	393,800
	56	253,300	295,700	394,900
	57	254,500	297,700	396,300
	58	255,700	300,100	397,500
	59	256,800	302,300	398,700
	60	258,000	304,900	400,000
再	61	259,400	307,200	401,200
	62	260,200	309,600	402,200
	63	261,400	311,900	403,600
任	64	262,300	314,100	404,900
	65	263,300	316,300	406,100
	66	264,700	318,300	407,200
	67	265,800	320,300	408,400
用	68	267,100	322,300	409,500
	69	268,700	324,200	410,500
	70	270,200	326,300	411,700
	71	271,500	328,400	412,900
	72	272,900	330,400	414,100
職	73	273,900	332,500	414,700
	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
員	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
以	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300

外 の 職 員	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400		
97	296,700	370,400		
98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		
102	300,400	375,300		
103	300,900	376,300		
104	301,400	377,300		
105	301,600	378,100		
106	302,000	379,000		
107	302,300	379,900		
108	302,500	380,900		
109	302,700	381,700		
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		

127			395,700		
128			396,300		
129			397,000		
130			397,600		
131			398,100		
132			398,600		
133			398,900		
134			399,200		
135			399,500		
136			399,800		
137			400,100		
138			400,400		
139			400,700		
140			401,000		
141			401,300		
142			401,600		
143			401,900		
144			402,200		
145			402,400		
146			402,700		
147			403,000		
148			403,200		
149			403,400		
150			403,700		
151			404,000		
152			404,200		
153			404,400		
154			404,700		
155			405,000		
156			405,200		
157			405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例（次項において「改正後の

条例」という。)の規定(第20条第2項第1号の規定を除く。)は平成31年4月1日から、同号の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第46号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300

18	192,700	212,400	333,300	430,600
19	195,200	214,100	335,400	431,800
20	197,700	215,700	337,400	433,100
21	200,200	217,500	339,600	434,200
22	201,900	219,400	341,500	435,400
23	203,600	221,300	343,700	436,700
24	205,300	223,200	345,800	438,000
25	206,800	224,700	347,500	439,300
26	208,200	226,700	349,300	440,500
27	209,800	228,700	351,200	441,500
28	211,300	230,700	353,100	442,600
29	213,000	232,500	354,900	443,800
30	214,700	235,200	356,700	444,600
31	216,400	237,900	358,400	445,400
32	218,100	240,600	360,300	446,300
33	219,400	243,200	361,600	447,200
34	221,100	246,000	363,300	447,700
35	222,800	248,600	364,800	448,200
36	224,500	251,300	366,600	448,700
37	225,900	253,800	368,500	449,200
38	227,600	256,200	370,000	
39	229,300	258,700	371,300	
40	231,000	261,000	372,900	
41	232,600	263,600	374,000	
42	234,300	266,000	375,400	
43	235,900	268,200	376,800	
44	237,500	270,400	378,300	
45	239,200	272,500	379,700	
46	240,700	274,700	381,300	
47	242,000	276,900	382,900	
48	243,400	278,800	384,400	
49	244,600	281,100	385,800	
50	246,000	283,000	387,300	
51	247,400	284,900	388,800	
52	248,600	286,900	390,200	
53	249,700	288,600	391,400	
54	251,100	290,900	392,700	
55	252,300	293,200	393,800	
56	253,300	295,700	394,900	
57	254,500	297,700	396,300	
58	255,700	300,100	397,500	
59	256,800	302,300	398,700	
60	258,000	304,900	400,000	

再

任	61	259,400	307,200	401,200
	62	260,200	309,600	402,200
	63	261,400	311,900	403,600
	64	262,300	314,100	404,900
用	65	263,300	316,300	406,100
	66	264,700	318,300	407,200
	67	265,800	320,300	408,400
	68	267,100	322,300	409,500
職	69	268,700	324,200	410,500
	70	270,200	326,300	411,700
	71	271,500	328,400	412,900
	72	272,900	330,400	414,100
員	73	273,900	332,500	414,700
	74	274,900	334,600	415,500
	75	276,100	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
以	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
外	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
の	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
職	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
員	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
員	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
員	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	

105	301,600	378,100
106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200
135		399,500
136		399,800
137		400,100
138		400,400
139		400,700
140		401,000
141		401,300
142		401,600
143		401,900
144		402,200
145		402,400
146		402,700
147		403,000

	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,500	445,300

	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	400,300	
	39	230,100	284,900	401,700	
	40	231,900	286,900	403,100	
	41	233,600	288,600	404,800	
	42	235,300	290,900	406,200	
	43	236,900	293,200	407,500	
	44	238,500	295,700	409,000	
	45	239,900	297,700	410,600	
	46	241,200	300,100	411,900	
	47	242,500	302,300	413,400	
	48	243,700	304,900	415,000	
	49	245,100	307,200	416,700	
	50	246,600	309,600	418,100	
	51	247,800	311,900	419,700	
	52	249,300	314,100	421,200	
	53	250,400	316,300	422,900	
	54	251,600	318,300	424,400	
	55	253,000	320,300	426,000	
	56	254,000	322,300	427,600	
再	57	255,300	324,200	429,100	
	58	256,300	326,300	430,600	
	59	257,400	328,400	431,800	
	60	258,600	330,400	433,000	

任	61	259,900	332,500	434,200
	62	260,900	334,600	435,500
	63	262,300	336,800	436,800
	64	263,400	339,000	438,000
用	65	264,700	340,700	439,200
	66	266,100	342,900	440,400
	67	267,500	344,900	441,600
	68	269,100	347,100	442,800
職	69	270,500	348,900	444,000
	70	271,800	350,800	445,200
	71	273,100	352,800	446,400
	72	274,400	354,800	447,600
員	73	275,500	356,400	448,700
	74	276,700	358,300	449,300
	75	278,000	360,100	449,800
	76	279,000	362,000	450,300
以	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
外	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
の	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	
職	89	293,900	381,200	
	90	295,000	382,500	
	91	296,200	383,700	
	92	297,400	385,000	
員	93	297,900	386,300	
	94	298,900	387,400	
	95	300,000	388,700	
	96	301,200	389,900	
	97	302,200	391,300	
	98	303,300	392,300	
	99	304,300	393,400	
	100	305,400	394,400	
	101	306,300	395,300	
	102	307,400	396,300	
	103	308,500	397,400	
	104	309,500	398,500	

105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000
137	324,500	414,200
138	324,700	414,500
139	325,000	414,800
140	325,300	415,000
141	325,500	415,200
142	325,700	415,500
143	326,000	415,800
144	326,200	416,000
145	326,500	416,200
146	326,700	
147	327,000	

	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100

	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100
再	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300
任	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000
用	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100
職	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900
員	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000
以	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800
外	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900

の 職 員	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200
員	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	
	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		

	109			332, 200		
	110			332, 600		
	111			333, 000		
	112			333, 400		
	113			333, 600		
再任用職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第47号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前（一部未施行）
<p>(勤勉手当) 第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に</p>	<p>(勤勉手当) 第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に</p>

$\frac{100}{100}$ 分の97.5(特定幹部警察官にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の117.5)を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略	$\frac{100}{100}$ 分の92.5(特定幹部警察官にあつては、 $\frac{100}{100}$ 分の112.5)を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略
備考 改正前欄中の第22条第2項第1号の規定は、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年和歌山県条例第31号)による改正後の規定である。	

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

警 察 官 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900

	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
再	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
任	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
用	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
警	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
察	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
官	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		

以	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
外	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
の	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
警	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
察	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
官	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
	94	300,600	324,200	350,600	384,200			
	95	301,700	325,600	352,100	384,800			
	96	303,000	326,900	353,600	385,300			
	97	304,100	328,100	354,900	385,700			
	98	305,300	329,400	356,100	386,100			
	99	306,500	330,700	357,200	386,700			
	100	307,700	332,000	358,400	387,200			
	101	308,900	333,400	359,500	387,600			
	102	309,900	334,300	360,600	388,100			
	103	311,000	335,400	361,700	388,700			
	104	312,000	336,600	362,900	389,200			
	105	312,800	337,700	364,100	389,500			
	106	313,400	338,800	364,600	389,900			
	107	314,000	339,800	365,200	390,400			
	108	314,700	340,900	365,800	390,700			
	109	315,200	342,100	366,400	391,000			
	110	315,700	343,100	366,900	391,500			
	111	316,200	344,100	367,400	392,000			
	112	316,800	345,000	367,900	392,500			
	113	317,600	345,900	368,300	392,800			
	114	318,300	346,800	368,700	393,300			
	115	319,000	347,800	369,300	393,800			
	116	319,700	348,800	369,800	394,300			

117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								
再任用警察官	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定（第22条第2項第1号の規定を除く。）は平成31年4月1日から、同号の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年和歌山県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略 (令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「6,500円(職務の級が9級である警察官にあっては、3,500円)」とあるのは、「6,500円」とする。</p> <p>6 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略 (平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「6,500円(職務の級が9級である警察官にあっては、3,500円)」とあるのは、「6,500円」とする。</p> <p>6 略</p>

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第48号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 9,300円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項及び第6項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)</p>	<p>別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料(第2条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 1件につき 9,300円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項及び第6項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)</p>

<p>イ～オ 略 備考 略 (12)～(15) 略 5～23 略 24 建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 1件につき <u>18,500円</u> 備考 略 25～36 略</p> <p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係) 1～12 略 13 土木関係事務 (1)～(8)の2 略 (8)の3 建築士法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア 法第4条第3項又は第5項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 1件につき <u>24,400円</u> イ～カ 略 備考 略 (8)の4～(16) 略 14 略 15 防犯・交通関係事務 (1) 略 (2) 道路交通法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア 略 イ 法第51条の4第13項の規定に基づく督促 1件につき <u>839円</u> ウ～ク 略 (3)～(6) 略 16～20 略</p>	<p>イ～オ 略 備考 略 (12)～(15) 略 5～23 略 24 建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施 1件につき <u>17,900円</u> 備考 略 25～36 略</p> <p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係) 1～12 略 13 土木関係事務 (1)～(8)の2 略 (8)の3 建築士法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア 法第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 1件につき <u>19,300円</u> イ～カ 略 備考 略 (8)の4～(16) 略 14 略 15 防犯・交通関係事務 (1) 略 (2) 道路交通法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務 ア 略 イ 法第51条の4第13項の規定に基づく督促 1件につき <u>822円</u> ウ～ク 略 (3)～(6) 略 16～20 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3第15項第2号イの改正規定 公布の日
- (2) 別表第2第4項第11号アの改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日

(経過措置)

2 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの(建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和元年政令第96号)第2条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第115号)第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。)又は木造建築士試験に合格したものに対するこの条例による改正後の和歌山県使用料及び手数料条例別表第3第13項第8号の3アの規定の適用については、同号ア中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第49号

和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例の一部を改正する条例(令和元年和歌山県条例第40号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、和歌山県税条例附則第15項の10から第15項の13まで及び第16項の2の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行する。ただし、和歌山県税条例附則第15項の10から第15項の13まで及び第16項の2の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)の施行の日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第50号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(令和元年和歌山県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第51号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和元年和歌山県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2第4項第11号アの改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の<u>施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</u></p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第2第4項第11号アの改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の<u>施行の日</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。